

## はじめに

### I デザインマニュアルの目的と位置づけ

# I

## デザインマニュアルの目的と位置づけ

吹田市では、令和4年(2022年)4月に「吹田市景観まちづくり計画」(以下、「計画」という。)を改定し、景観の将来像として「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち」をめざして、市民、事業者、専門家等及び行政がそれぞれの役割の下で景観に関する取組を積み重ねるとともに、互いに協働して良好な景観をまもり、つくり、はぐくむとしています。また、計画に示す景観の将来像の実現に向け、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(以下、「景観形成基準」という。)を平成21年(2009年)4月に施行しました。

景観とは、遠くの山並みや自然、まちを構成する道路や公園、公共や民間の建物など、私たちが眺めるまちの風景であり、日常の様々な活動、人々の暮らしの様子も景観を構成する要素の一つです。

「吹田市景観デザインマニュアル」(以下、「デザインマニュアル」という。)では、景観形成基準に示す建築物等の配置、形態、色彩などの基準の内容について、良好な景観をつくり出すための具体的な方法を、イラストや事例写真等を用いて紹介していきます。市内で建築物等を建築する際のルール(景観形成基準)を理解し、景観の質の向上を図りましょう。

また、良好な景観を創り出すためには、規制だけで実現できるものではなく、生活や活動の主人公である市民や事業者、専門家等、行政が、景観面からのまちづくりに主体的に取り組み、協働して取り組んでいくことが大切です。

届出対象行為の対象とならない規模の行為であっても本デザインマニュアルを活用いただき、良好な景観まちづくりを進めていきましょう。

吹田市景観デザインマニュアルの位置づけ

